

平成26年11月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 笠原慎吾

平成25年(ワ)第9874号 著作権侵害差止等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成26年10月30日

判 決

原 告 栗 栖 茜
同訴訟代理人弁護士 小 倉 秀 夫

東京都中央区日本橋浜町二丁目10番1号

被 告 株式会社トランスピュー
同代表者代表取締役 中嶋 廣夫
同訴訟代理人弁護士 北村 行子
大杉 法尚子
雪浦 尚子
芹澤 真吾
亀井 繁泰
名畠 淳介
井上 介朋
山田 朋規
岩吉 裕浩
吉石 規智
杉田 稔美
近藤 智子

主 文

1 被告は、「プラハ冗談党レポート」法の枠内における

る穩健なる進歩の党の政治的・社会的歴史」(ヤロ
スラフ・ハシェク著、栗栖継翻訳)と題する書籍
を発行又は頒布してはならない。

- 2 被告は、前項記載の書籍を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、17万0560円及びこれ
に対する平成24年6月5日から支払済みまで年
5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを6分し、その5を原告の負担
とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1ないし第3項に限り仮に執行す
ることができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 主文第1、第2項と同旨
- 2 被告は、原告に対し、350万円及びこれに対する平成24年6月5日から
支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告による書籍の発行、頒布が原告の著作権
を侵害し、又は著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害とな
ると主張して、被告に対し、著作権法112条又は同法116条が準用する同
法112条に基づき、書籍の発行の差止め及びその廃棄を求め、著作権等の侵
害による損害賠償請求権に基づき、著作権の行使につき原告が受けるべき金銭
の額に相当する額の損害250万円及び著作者が存しているとしたならばそ
の著作者人格権の侵害となるべき行為により被った固有の精神的苦痛に対す
る慰謝料100万円合計350万円並びにこれに対する不法行為の日である

平成 24 年 6 月 5 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

- (1) 亡栗栖繼之進（筆名栗栖繼。以下「亡繼」という。）は、平成 20 年秋頃、ヤロスラフ・ハシェクを著作者としチェコ語で記述された「Dějiny strany mírného pokroku v mezíce h zákona」と題する著作物（以下「原著作物」という。）を翻訳した（以下「本件翻訳」という。）。
- (2) 亡繼は、平成 21 年 4 月 18 日、死亡した。原告は、亡繼の子であり、他に相続人はいない。
- (3) [] と被告は、平成 24 年 4 月 18 日、被告が同年 6 月に本件翻訳を書名「プラハ冗談党レポート一法の枠内における稳健なる進歩の党の政治的・社会的歴史」、著者名「ヤロスラフ・ハシェク」、訳者名「栗栖繼」、編集者名「[]」とする単行本（以下「本件書籍」という。）として刊行することを内容とする契約を締結した。

（乙 10）

- (4) 被告は、平成 24 年 6 月 5 日、本件書籍を発行し、以後、現在まで定価 1 冊 2000 円で頒布した。

（乙 11）

2 爭点

本件の主な争点は、(1) 亡繼が [] に対し同人の指定する第三者による本件翻訳の出版を許諾したか、(2) 被告の行為により原告が受けた損害の額はいくらか、である。

第 3 当裁判所の判断

1 爭点(1)（亡繼が [] に対し同人の指定する第三者による本件翻訳の出版を許諾したか）について

- (1) 証拠（乙1，2，3の1ないし80，4，5，6の1・2，7の1・2，9及び14）によれば、(ア) ■は、平成13年頃、原著作物について、亡繼に対し「翻訳していただけたらどこか出版してくれる先を探す、もし出版先が見つからなければ自費出版するから是非翻訳をお願いしたい。」と告げたところ、亡繼はこれを承諾して、原著作物の翻訳を開始し、平成18年頃、これを完了した、(イ) 亡繼は、平成20年秋までに、本件翻訳の校正を終え、また、出版の際の「訳者まえがき」及び「訳者あとがき」を作成した、(ウ) ■は、亡繼に対し、平成14年8月から平成20年6月までの間に翻訳代として合計53万円を支払い、また、平成17年にパソコン及び業務用プリンターを支給した、(エ) ■は、平成20年秋頃以降、本件翻訳を出版する出版社を探したが、これが見つからないことから、亡繼に対し、その旨を告げたところ、亡繼は「いいよいよ、君が決めた出版社ならどこでもいいんだから。」と答えた、(オ) ■は、その後も出版社を探していたが、その最中の平成21年4月18日、亡繼は死亡した、以上の事実が認められる。
- (2) 上記認定の事実によれば、亡繼は、■から原著作物の翻訳を依頼され、翻訳が完成したら出版社から書籍として発行することを前提にこれを承諾して本件翻訳を完成したというのであるから、亡繼は、その出版を引き受ける出版社が現れたときは、これに対し、本件翻訳の出版を許諾したものということができる。しかしながら、亡繼は、出版を引き受ける出版社が現れる前に死亡してしまったのであり、■が本件翻訳の複製権や譲渡権等の著作権の譲渡を受けるなど、特段の事情があれば格別、そうでなければ、■は、被告のような第三者に対し本件翻訳の出版を許諾することはできないといわざるを得ない。
- (3) そうであるから、被告による本件書籍の出版は、原告の本件翻訳の複製権、譲渡権を侵害し、また、著作者が存しているとしたならばその公表権の侵害となるべき行為に当たる。

(4) 証拠(乙8)及び弁論の全趣旨によれば、本件書籍は在庫があり、被告は、今後も本件書籍の頒布を継続することが認められるから、原告は、被告に対し、本件書籍の発行等の差止め及びその廃棄を請求することができる。

また、被告代表者は、平成21年秋頃、■とともに原告に面会し、原告から、本件翻訳の出版を認めないと言わされた（このことは当事者間に争いがない。）のであるから、被告は、原告が本件翻訳の出版を許諾しないことを認識していたのであって、原告の本件翻訳の著作権等を侵害することについて少なくとも過失がある。そうすると、原告は、被告に対し、本件書籍の発行、頒布により原告が受けた損害の賠償を請求することができる。

2 争点(2)（被告の行為により原告が受けた損害の額はいくらか）について

(1) 弁論の全趣旨によれば、本件書籍の刷り部数は1066部であり、本件翻訳の複製権、譲渡権の行使につき原告が受けるべき金銭の額に相当する額は、本件書籍の定価に刷り部数を乗じた額の8%が相当であると認められる。

そうすると、本件翻訳の複製権、譲渡権の行使につき原告が受けるべき金銭の額に相当する額は、17万0560円（2,000円×1,066冊×8%＝170,560円）になる。

(2) 被告による本件書籍の出版は、著作者が存しているとしたならばその公表権の侵害となる行為に当たるが、亡繼は、生前に出版を引き受ける出版社が現れたときは、本件翻訳の出版を許諾したということができるるのであるから、原告が本件書籍の出版により精神的苦痛を被ったとしても、亡繼の子であることを超えて固有の精神的苦痛を被ったとは認めることができない。

3 以上によれば、原告の請求は、被告に対し、本件書籍の発行、頒布の差止め及びその廃棄並びに損害17万0560円及びこれに対する不法行為の日である平成24年6月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

よって、上記の限度で原告の請求を認容し、その余は理由がないからこれを

棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第47部

裁判長裁判官 高野輝久

裁判官 三井大有

裁判官 藤田壯